

公益社団法人 鎌倉市シルバー人材センター 個人情報適正管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保及び秘密の保持の徹底に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(2) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(3) 役員 センター役員及び事務局職員をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の適正管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い業務の登録)

第4条 センターは、原則として神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第30条、第33条及び第34条に基づき、個人情報を取り扱う業務について登録の申請、登録変更の申請及び変更又は廃止の届出をするものとする。

(取扱いの制限)

第5条 センターは、個人情報を収集し、保管し又は使用するにあつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内とし、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、特別な職業上の必要性その他業務の目的達成に不可欠であつて、本人の同意がある場合は、この限りではない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(収集の制限)

第6条 センターは、個人情報を収集するときは、個人情報を収集する目的（以下「収集目的」という。）を出来る限り特定するとともに、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示するものとする。ただし、収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 センターは、個人情報を収集するときは、その収集目的の達成に必要な範囲内で、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。

3 前項の規定により、本人以外の者から個人情報を収集したときは、当該個人情報に係る事項について、その旨を本人に通知するよう努めるものとする。

(保管及び使用の制限)

第7条 センターは、個人情報を収集したときの目的以外の目的に、当該個人情報を保管又は使用し

てはならない。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律の定めのある場合は、この限りではない。

2 前項但し書きの規定により、個人情報を収集目的以外の他の目的のために保管又は使用したときは、当該個人情報に係る事項について、その旨を本人に通知するよう努めるものとする。

3 センターは、個人情報を予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(安全性、正確性の確保措置)

第8条 センターは、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために、個人情報を取り扱う職員(以下「個人情報取扱者」という。)の範囲をあらかじめ指定するほか、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 センターは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、保管する個人情報を正確、完全かつ最新のものに保つよう努めなければならない。

(個人情報取扱者等の義務)

第9条 個人情報取扱者及び役職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なくみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託業務の取扱い)

第10条 個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託するときは、委託契約において個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにするとともに、必要に応じて管理の状況等について報告を求め又は調査するものとする。

(破棄又は削除)

第11条 センターは、収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに破棄又は削除しなければならない。また、本人から破棄又は削除の要望があった場合も同様とする。

(自己情報の開示)

第12条 センターは、センターが保管する個人情報に関して、当該情報に係る本人から開示の請求(以下「開示の請求」という。)があったときは、本人であることを確認のうえ、その請求に基づき情報の開示を遅滞なく行うものとする。ただし、この場合、開示の対象となる個人情報は、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の範囲内とし、それ以外の当該本人に対する指導、評価等に関する情報については、これを開示しないものとする。

(自己情報の訂正)

第13条 センターは、センターが保管する個人情報の事実に関して、当該情報に係る本人からの訂正の請求があり、本人であることが確認され、必要な調査のうえ当該請求が客観的事実に合致していると認められるときは、遅滞なく、その請求に基づき情報の訂正を行うとともに、本人に対し通知するものとする。

2 センターは、本人が前条の自己情報の開示又は前項による訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(利用停止等)

第14条 センターは、センターが保管する個人情報の事実に関して、当該本人から利用の停止又は消去の請求があり、本人であることが確認され、必要な調査のうえ当該請求が客観的事実に合致していると認められるときは、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行うとともに、本人に対し通知するものとする。

(苦情の申出)

第15条 センターは、当該個人情報に係る本人からその取扱いについて苦情の申出を受けたときは、

遅滞なく、当該申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行ったうえで、当該申出に対する処理を行い、その内容の申出をした本人に書面又は口頭により通知しなければならない。

（補則）

第16条 個人情報の適正管理についてこの規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律、職業安定法及びこれらの法律に関する通達によるもののほか、神奈川県個人情報保護条例に定める取扱いの例を準用する。

（委任）

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、当法人が公益社団法人の認定を受け、その登記を完了した日から施行する。